

セーリング競技普及啓発・東京2020大会気運醸成等に向けた広報業務委託 仕様書

この仕様書は、セーリング競技普及啓発・東京2020大会気運醸成等に向けた広報業務委託の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、確実に履行しなければならない。

なお、本件委託業務における委託者である藤沢市を「委託者」とし、受注者を「受託者」と表記する。

1 業務名

セーリング競技普及啓発・東京2020大会気運醸成等に向けた広報業務委託

2 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）におけるセーリング競技の江の島開催を踏まえ、セーリング競技の成功に向けて認知度を高め、気運を醸成する必要がある。そこで、継続的、多面的な事業を展開し、市民のセーリング競技の普及啓発を図ることで、市民のセーリング競技・東京 2020 大会への気運を醸成する。

また、東京 2020 大会の開催を契機として、パラスポーツの普及啓発、共生社会の実現に向けた取組を推進する。

3 業務委託期間

契約締結日から2020年（平成32年）3月25日（水）まで

4 業務委託内容

別紙3「業務委託内容」のとおり

5 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては委託者が提供する。
- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

6 成果物の提出

(1) 提出期限

実施報告書 2020年(平成32年)3月25日(水)

(2) 提出場所

藤沢市生涯学習部東京オリンピック・パラリンピック開催準備室(藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階)

(3) 成果物

「別紙3 業務委託内容 7」記載の事業報告書

- ・印刷物…5部(A4 左とじ)
- ・データ…CD-R又はDVD-R2枚(Microsoft Office Word もしくは Microsoft Office Excel 等で編集可能なファイル形式)

「別紙3 業務委託内容 2(9) 3(5) 4(6)」記載の記録映像

- ・データ…それぞれDVD-R2枚(Windows Media Player等で再生可能なファイル形式)